

議案第 3 号

和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例第 1 条 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前			
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）			
機関	事務	機関	事務		
		1 市長	和光市乳幼児医療費助成に関する条例（昭和 48 年条例第 7 号）による乳幼児の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの		
<u>1</u> 市長	(略)	<u>2</u> 市長	(略)		
<u>2</u> 市長	(略)	<u>3</u> 市長	(略)		
<u>3</u> 市長	(略)	<u>4</u> 市長	(略)		
<u>4</u> 市長	(略)	<u>5</u> 市長	(略)		
<u>5</u> 市長	(略)	<u>6</u> 市長	(略)		
<u>6</u> 市長	(略)	<u>7</u> 市長	(略)		
<u>7</u> 市長	(略)	<u>8</u> 市長	(略)		
<u>8</u> 市長	(略)	<u>9</u> 市長	(略)		
<u>9</u> 市長	(略)	<u>10</u> 市長	(略)		
<u>10</u> 市長	(略)	<u>11</u> 市長	(略)		
別表第 2（第 4 条関係）		別表第 2（第 4 条関係）			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
			1 市長	和光市乳幼児医療費助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和 33 年法

					律第192号)による被保険者に関する情報(以下「国民健康保険資格関係情報」という。)、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例による助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。))及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設の入所に関する情報(以下「児童福祉施設関係情報」という。))であって規則で定めるもの
1 市長	(略)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に関する情報(以下「国民健康保険資格関係情報」という。)、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例による助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設の入所に関する情報(以下「児童福祉施設関係情報」という。))及び和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による助成に関する情報であって規則で定めるもの	2 市長	(略)	住民票関係情報、生活保護実施関係情報、国民健康保険資格関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、 <u>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による賦課徴収に関する情報(以下「地方税関係情報」という。))</u> 、児童福祉施設関係情報、 <u>和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による助成に関する情報、利用者負担額の納付に関する情報並びに和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則(平成27年規則第29号)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同規則附則第2項の規定による廃止前の和光市保育料の徴収に関する規則(昭和55年規則第23号)に規定する保育料の納付に関する情報</u> であって規則で定めるもの
2 市長	(略)	住民票関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。))、児童福祉施設関係情報、国民健康保険資格関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第8	3 市長	(略)	住民票関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。))、児童福祉施設関係情報、国民健康保険資格関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第8

		0号)による被保険者に関する情報(以下「後期高齢者医療保険資格関係情報」という。)、重度心身障害者医療費関係情報、 <u>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による賦課徴収に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)</u> 、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報及び <u>和光市子ども医療費助成に関する条例</u> による助成に関する情報であって規則で定めるもの			0号)による被保険者に関する情報(以下「後期高齢者医療保険資格関係情報」という。)、重度心身障害者医療費関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報及び <u>和光市乳幼児医療費助成に関する条例</u> による助成に関する情報であって規則で定めるもの
<u>3</u> 市長	(略)	(略)	<u>4</u> 市長	(略)	(略)
<u>4</u> 市長	(略)	(略)	<u>5</u> 市長	(略)	(略)
<u>5</u> 市長	(略)	(略)	<u>6</u> 市長	(略)	(略)
<u>6</u> 市長	(略)	(略)	<u>7</u> 市長	(略)	(略)
<u>7</u> 市長	(略)	(略)	<u>8</u> 市長	(略)	(略)
<u>8</u> 市長	(略)	(略)	<u>9</u> 市長	(略)	(略)
<u>9</u> 市長	(略)	(略)	<u>10</u> 市長	(略)	(略)
<u>10</u> 市長	(略)	(略)	<u>11</u> 市長	(略)	(略)

第2条 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。
2 (略)	2 (略)

3 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって当該市の機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
8 市長	(略)	地方税関係情報、障害者手帳関係情報及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給に関する情報(以下「 <u>障害児福祉手当関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの
(略)		
10 市長	(略)	<u>医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)</u> 又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報、 <u>健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る被扶養者に係る雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第1項の失業等給付又は同法第61条の6第1項の育児休業給付の支給に関する情報、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報、児童福祉法</u>

3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該市の機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
8 市長	(略)	地方税関係情報、障害者手帳関係情報及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(略)		
10 市長	(略)	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条に規定する情報</u> であって規則で定めるもの

第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報、児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報、生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報、障害児福祉手当関係情報、道府県民税（地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）又は市町村民税（地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）

に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報、地方公務員

災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の休業補償、同法第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金又は同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9

項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報及び健康保険法第52条又は第127条の保険給付（同法第63条第1項に規定する療養の給付を除く。）の支給の申請を行う者に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)
(略)			

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法 <u>（昭和33年法律第56号）</u> による医療に要する費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)
(略)			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月22日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び、和光市乳幼児医療費助成に関する条例及び和光市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則の廃止に伴い、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の整備等を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。